備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 障がい者自立センター | １　温冷配膳車（物品番号140079650000）について、備品シールの番号が、備品出納簿の番号と異なっていた。  ２　温冷配膳車（物品番号080233280000）について、旧身体障害者福祉センターの備品シールが貼付されており、更新がなされていなかった。 | 備品出納簿と現物（備品シール）を一致させるとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】（抜粋）  第74条　（略）  ２　物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。 | | １について、備品シール番号を備品出納簿の番号と一致させて再度貼付した。  ２について、旧身体障がい者福祉センターの備品シールを剥がして、正しい備品シールを貼り直した。  　今後は、備品出納簿と現物（備品シール）を一致させるとともに、適正な物品管理の事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月９日）